

森町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会規約

(設置)

第1条 森町は、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)」(以下「総合特区」という。)を推進するため、静岡県が制定する内陸のフロンティアを拓く総合特区地域協議会設置要綱第9条の規定に基づき、総合特区推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 推進協議会は、総合特区推進方針に掲げた目標の実現を図るため、総合特区計画に基づく総合特区事業の実施や、総合特区推進計画(以下「推進計画」という。)及びその実施に関し必要な事項について協議を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 推進計画の作成及び総合特区事業や推進計画の実施のために必要な事項についての協議
- (2) 総合特区の推進に関する情報の共有及び発信

(構成員)

第4条 推進協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要に応じ会員を追加することができる。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第6条 会議の議事は、原則として公開とする。ただし、会長が非公開とすることが適当と判断したものにあっては、この限りではない。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、森町企画財政課において処理する。

(公表)

第8条 推進協議会を組織した旨及び会議の議事の公表は、町の広報又はホームページ等への掲載により行う。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成26年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

No.	所 属	役 職	氏 名
1	住民代表	森地区町内会長連絡協議会会長	
2	住民代表	一宮地区町内会長連絡協議会会長	
3	住民代表	園田地区町内会長連絡協議会会長	
4	住民代表	飯田地区町内会長連絡協議会会長	
5	金融機関	静岡銀行 森町支店長	
6	金融機関	磐田信用金庫 森町支店長	
7	金融機関	JA 遠州中央農協 森町支店長	
8	森町商工会	商工会 会長	
9	森町観光協会	観光協会 会長	
10	農業関係者	農業委員会 会長	
11	農業関係者	JA 遠州中央農協	
12	消費者代表	森町消費者クラブ	
13	静岡県	西部地域政策局局長	
14	森町	副町長	
15	森町	建設課 参事	
16	森町	建設課 課長	
17	森町	産業課 課長	
18	森町	企画財政課 課長	

「内陸のフロンティア」を拓く地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 「内陸のフロンティア」を拓く取組を推進するための総合特区及び内陸フロンティア推進区域(以下「推進区域」という。)の運営調整を行うことを目的とし、「内陸のフロンティア」を拓く地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合特区の指定申請の際の協議に関すること。
- (2) 総合特区指定後の協議に関すること。
 - ア 国と地方の協議会における協議への対応に関すること。
 - イ 総合特区計画の作成・変更に向けた協議に関すること。
- (3) その他、総合特区の推進のために必要な協議に関すること。
- (4) 推進区域の推進に関すること。

(組織)

第3条 地域協議会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長は、静岡県副知事をもって充てる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要に応じ会員を追加することができる。

(会議)

第4条 地域協議会は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。なお、地域協議会は公開を原則とする。

(ワーキンググループ)

第5条 地域協議会に、その所掌事務を円滑に運営するため、ワーキンググループを置く。

(ワーキンググループの構成)

第6条 メンバーは、地域協議会の会員の指定した者をもって充てる。

- 2 ワーキンググループにワーキンググループ長、副ワーキンググループ長を置き、ワーキンググループ長に静岡県企画広報部理事(内陸フロンティア担当)、副ワーキンググループ長に静岡県企画広報部地域政策課長兼内陸フロンティア推進室長をもって充てる。
- 3 ワーキンググループ長は、ワーキンググループを主宰する。
- 4 ワーキンググループ長が不在のときは、副ワーキンググループ長がその職務を代行する。

- 5 ワーキンググループ長は、必要があると認めるときは、第1項の規定によるメンバー以外の者を加えることができる。

(ワーキンググループの会議等)

第7条 ワーキンググループは、ワーキンググループ長が必要に応じて招集する。

- 2 ワーキンググループ長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループにメンバー以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 地域協議会及びワーキンググループの庶務は、静岡県企画広報部地域政策課において処理する。

(推進協議会)

第9条 総合特区及び推進区域の推進に必要な計画の作成及び計画の実施のために必要な事項について協議等を行うため、「内陸のフロンティア」を拓く推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

- 2 推進協議会は、総合特区事業及び推進区域事業を推進する区域又は市町単位で設置する。
- 3 推進協議会は、区域において行う事業と密接な関係を有する者から構成する。
- 4 推進協議会の運営については、別に規約を定めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 24 日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属	役 職
静岡県	副知事
静岡県企画広報部	部長
静岡県企画広報部	部長代理
公益社団法人静岡県観光協会	専務理事
一般財団法人静岡県銀行協会	専務理事
静岡県漁業協同組合連合会	代表理事専務
一般社団法人静岡県経営者協会	専務理事
一般社団法人静岡県商工会議所連合会	専務理事・事務局長
静岡県商工会連合会	専務理事
一般社団法人静岡県信用金庫協会	事務局長
静岡県信用保証協会	専務理事
静岡県森林組合連合会	常務理事
静岡県倉庫協会	副会長・業務委員長
静岡県中小企業団体中央会	専務理事
一般社団法人静岡県トラック協会	専務理事
静岡県農業協同組合中央会	専務理事
ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合	会長
清水農業協同組合	代表理事専務
中日本高速道路株式会社東京支社	総務企画部長
株式会社三菱東京UFJ銀行	執行役員 コーポレート情報営業部長
株式会社三井住友銀行	静岡法人営業部長
株式会社静岡銀行	法人部長
スルガ銀行株式会社	法人推進部長
株式会社清水銀行	支店営業部長
株式会社静岡中央銀行	営業推進部長
静岡信用金庫	業務サポート部長
静岡信用金庫	理事・営業推進部長
浜松信用金庫	法人営業部副部長
沼津信用金庫	経営支援部副部長
三島信用金庫	サポート営業部長
富士宮信用金庫	理事営業店サポート部長
島田信用金庫	常務理事
磐田信用金庫	理事営業統括部長
焼津信用金庫	理事・営業統括部長
掛川信用金庫	理事・業務部長

富士信用金庫	融資部経営支援課長
遠州信用金庫	常務理事
株式会社商工組合中央金庫	静岡支店長
静岡県信用農業協同組合連合会	常務理事
三島函南農業協同組合	常務理事
南駿農業協同組合	常務理事
富士市農業協同組合	常務理事
遠州中央農業協同組合	常務理事
株式会社日本政策投資銀行	東海支店長
静岡市	副市長
浜松市	副市長
沼津市	副市長
三島市	副市長
伊東市	副市長
島田市	副市長
富士市	副市長
磐田市	副市長
掛川市	副市長
藤枝市	副市長
御殿場市	副市長
袋井市	副市長
裾野市	副市長
東伊豆町	副町長
函南町	副町長
長泉町	副町長
小山町	副町長
吉田町	副町長
森町	副町長